

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 佐川正孝
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MAY 2023
VOL.658

5



田園夕景(ひたちなか市)

写真提供者：ひたちなか市 櫻井 志好 氏

●2023 5月号 CONTENTS●

着任のごあいさつ	2	自律的管理に対応する化学物質管理者講習のご案内 ...	12
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	4	全国安全週間準備打合せ日程	13
労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた職業病リストを改正	6	令和5年度労働安全衛生法に基づく	
労働基準行政関係功労者表彰	9	免許試験茨城地区出張特別試験のご案内	13
労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の年度更新について	10	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ	14
男女均等な採用選考ルールについて	11	県内の労働災害発生状況(令和4年分)速報	15
最低賃金に関する実態調査にご協力をお願いします	12	県内の労働災害発生状況(令和5年分)速報	15
令和5年度第一種衛生管理者模擬試験及び		令和5年死亡災害発生状況	15
解説講習会のご案内	12	講習会のご案内	16

着任のこあいさつ



茨城労働局長

澤口 浩司

この度、3月31日付けで茨城労働局長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、県内の景気は、資源高や海外経済減速の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症の感染抑制と経済活動の両立が進むもとで持ち直しているとされていますが、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっており、引き続き物価上昇等が雇用に与える影響を注視するとともに、雇用調整助成金等の活用による雇用の維持や、就職支援等に努めているところです。

昨年10月28日に閣議決定された政府の総合経済対策において、継続的な賃上げの促進、中小企業支援に取り組むこととされ、政府をあげて「構造的な賃上げ」の実現を目指し、生産性向上等の一体的に行う賃上げとともに、非正規雇用労働者の処遇改善を図るため同一労働同一賃金の遵守の徹底など、中小企業への支援強化が求められています。

茨城県最低賃金は、昨年度32円の大幅な引上げにより、時間額911円となりましたが、政府の方針から今年度においても、大きく引き上げられることが予想され、最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者に対し、最賃引上げの支援措置である業務改善助成金の活用など、各種支援の周知に積極的に取り組んでまいります。

働き方改革関連では、本年4月1日より、中小企業においても月60時間を超える時間外労働の割増率が5割以上に引き上げられました。さらに、令和6年4月1からは、現在猶予されている建設業、自動車運転者や医師についても、時間外労働の上限規制が適用されます。引き続き、きめ細かな相談対応や支援等を行ってまいります。

県内の労働災害の発生状況ですが、令和4年の死亡者数は前年(令和3年)の22人から30人へと8人増加し、休業4日以上死傷者数は新型コロナウイルスへの業務上の感染者の影響等もあって、前年より47%もの大幅な増加となりました。令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画の目標達成の

ため、労働災害が増加傾向にある業種等を重点対象として労働災害防止に取り組んでまいります。

茨城労働局では、すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働きやすい社会を実現するとともに、安全で健康に働くことができる職場づくりを進めるため、各種施策に取り組んでまいります。皆様の引き続きのご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、各地区労働基準協会及び会員事業場の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



雇用環境・均等室長

山口 京子

本年4月1日付けで茨城労働局雇用環境・均等室長を拝命いたしました山口と申します。

令和2年度から3年度までの2年間、雇用環境改善・均等推進監理官として室に所属しておりましたが、再び雇用環境・均等行政に携わらせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度雇用環境・均等室においては、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)」、「女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保」、「男性の育児休業取得促進を含む育児・介護休業法の周知及び履行確保」、「多様な働き方の実現」などに重点的に取り組んでまいります。とりわけ、同一労働同一賃金の遵守の徹底については、労働基準監督署と連携を強化した取り組みが始まっています。また、最低賃金・賃金の引上げに向けては、引き続き、業務改善助成金による支援を行ってまいります。この他にも、働き方改革推進支援助成金、両立支援助成金など、ニーズを踏まえた助成金をご用意しております。

昨年11月には、当局職業安定部と当室所管の助成金を一元的に扱う全国で2箇所目の取り組みとなる「茨城労働局助成金事務センター」を開設し、申請者(事業主)の利便性向上に努めているところです。

なお、労働行政の施策を知っていただき、ご活用いただくため、当室が担う労働局全体の企画・立案・

調整・広報にも引き続き力を入れてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、貴会並びに会員の皆様方の益々のご発展、ご健勝を祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。



水戸労働基準監督署長

関 英 之

4月1日付けをもちまして水戸労働基準監督署長を拝命いたしました。当署での勤務は10年ぶりとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、世の中の動きを見ると、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響もあり、原材料高が続くなど不安材料はありますが、一方で、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行するなど、人の動きも活発化することが予想され、経済活動への好影響も期待される所です。

そのような中、働き方改革もこれまで以上に進めていく必要がありますが、いよいよ令和5年4月1日より中小企業でも月60時間超の時間外労働の割増率が5割以上に引き上げられ、さらに令和6年4月1日からは建設事業、自動車運転の業務、医師についても時間外労働の上限規制が適用されます。

当署におきましても、引き続き「労働時間相談・支援班」によるきめ細やかな相談・支援等を続けてまいりますので、長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止に向け、会員事業場の皆様にもご協力をお願いいたします。

また、安全衛生に関しましては、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画がスタートしますが、当署版の計画が策定され次第、広く皆様にもお知らせし、ともに労働災害の防止と安全衛生水準の向上に努めてまいります。

さらに労災保険の給付に関しましては、引き続き迅速かつ公正な処理に努めてまいります。

以上の取組を通じまして、すべての労働者が、安全で安心して働ける職場環境の実現のため、職員一丸となって職務を遂行してまいりますので、会員事業場の皆様には、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



古河労働基準監督署長

矢 島 進 介

4月1日付けをもちまして、古河労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。当署での勤務は、平成23年度以来となります。当時を振り返ると、東日本大震災直後で、県内では比較的被害の少なかった当署管内(古河市、五霞町、境町)においても、震災関連の事業縮小、休業、雇止め等の相談が数多く寄せられたことを思い出します。当時から、工業団地を形成する製造業や陸上貨物運送業などが活況でしたが、その後、圏央道の開通に伴い、都心から約50km、関東平野のほぼ中央に位置し、県内外へのアクセス性に優れる管内地域は、今後ますますの産業発展が期待されております。

さて、労働基準行政におきましては、引き続き、長時間労働抑制のための取り組みを主眼の一つとしつつ、「労働時間相談・支援班」における説明会の開催や中小規模事業場への個別訪問等による相談・支援等を行ってまいります。

また、令和6年4月から、医師、自動車運転者、建設業についても時間外労働の上限規制が適用されるため、その円滑な移行促進のため、周知、啓発に努め、具体的な実施に向けた取り組みを支援してまいります。

令和4年における当署管内の労働災害発生状況は、休業4日以上労働災害が258件(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。以下同じ。)で、前年と比較して、29件(+11.2%)増加しました。業種別では、製造業が103件で、前年から12件増加し、全体の約40%を占めております。製造業における事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」が22件で最多、続いて、「墜落・転落」が20件で、前年から倍増しました。また、陸上貨物運送業は、59件で前年から22件増加となりました。事故の型では、トラックの荷台等からの墜落によるものが圧倒的に多い状況でした。当署では、第14次労働災害防止計画を軸に、業種特性等に応じたきめ細かな労働災害防止対策の推進に努めてまいります。

職場で、学校で、街中で、様々な日常の光景がコロナ禍前に戻りつつある今日この頃です。我々も、働く方々の安全と安心を守るため職員一丸となって職務に取り組んでまいりますので、皆様には、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任と挨拶とさせていただきます。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター
チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/>	ブレイクリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間(7月)にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

事業主・労働者の皆さまへ

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた 職業病リストを改正

MOCA※の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象に追加しました

※3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン

労災保険制度は、労働者の業務上の事由、または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。この制度の補償対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

「職業病リスト」は「労働基準法施行規則別表第1の2」（以下「別表第1の2」）と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。

厚生労働省では、「職業病リスト」を改正し、MOCAにさらされる業務による尿路系腫瘍などを新たに追加しました。（令和5年1月18日施行）

「職業病リスト」とは？

(1) 「職業病リスト」は、業務上疾病の範囲を明確にすることで、以下の役割があります。

- ① 被災された方の労災補償に関する請求を容易にする
- ② 事業主の災害補償義務の履行を確保する

(2) 業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が、「職業病リスト」に示されており、「職業病リスト」は、新しい医学的知見や疾病の発生状況などを踏まえ、定期的に見直しを行っています。
※「職業病リスト」に示されていない疾病でも、業務と疾病との間に因果関係が認められる場合には、労災補償の対象となります。

職業病リストについては、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30055.html



新たに追加された疾病について

詳細は下記の報告書をご覧ください。

- 労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書（令和4年10月）
- 労働基準法施行規則第35条専門検討会
化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書（令和4年3月）
- 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和3年7月）
- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書（令和2年12月）

報告書は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28397.html



職業病リストの改正について、詳しくは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。職業病や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、労働保険相談ダイヤル：0570-006031でも受け付けています。

新たに別表第1の2に追加された疾病は？

MOCAにさらされる業務による尿路系腫瘍

MOCAは、ウレタン樹脂の硬化剤で防水材料や床材などに使用されています。
「別表第1の2」第7号11として、新たに追加しました。

参考：「別表第1の2」第7号

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- | | |
|---|--|
| 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 16 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 |
| 2 ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 17 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 |
| 3 四-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 18 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん |
| 4 四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 19 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん |
| 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん | 20 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん |
| 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん | 21 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん |
| 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん | 22 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん |
| 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫 | 23 1から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病
その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病 |
| 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病 | |
| 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん | |
| 11 三、三'-ジクロロ-四'-四ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | |
| 12 オルト-トルイジンにさらされる業務による膀胱がん | |
| 13 一、二-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん | |
| 14 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん | |
| 15 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫 | |

業務での過重な負荷による「重篤な心不全」

業務での過重な負荷による脳・心臓疾患に「重篤な心不全」を新たに追加しました。
また、「解離性大動脈瘤」の表記を「大動脈解離」に改めました。

参考：「別表第1の2」第8号

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止心臓性突然死を含む。)、重篤な心不全若しくは大動脈解離又はこれらの疾病に付随する疾病

MOCAの製造・取り扱い業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加

健康管理手帳制度とは

労働安全衛生法に基づき、がんやその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある人で、一定の要件に該当する方に対し、離職の際または離職の後に、手帳を交付し、国の費用で健康診断を行う制度です。この制度の対象となる業務は、労働安全衛生法施行令第23条により定められています。

●健康管理手帳の交付と健康診断の受診

MOCAを製造し、または取り扱う業務に2年以上従事した経験を有する方は、離職の際または離職の後に、所轄の都道府県労働局に必要な書類を添えて手帳の交付申請を行い、手帳の交付を受けた後は、無償でこの業務に関する健康診断を受診することができます。受診の方法、回数等の詳細は都道府県労働局から通知されます。

●施行日

令和5年1月18日

参考：労働安全衛生法施行令第23条

十五 三、三'-ジクロロ-四、四'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

※すでに健康管理手帳の交付対象となっている業務は14業務あり、今回のMOCAの製造・取扱業務は15番目の対象業務となります。

新たに厚生労働大臣告示に追加等された化学物質による症状・障害は？

「別表第1の2」に基づく厚生労働大臣告示(平成25年厚生労働省告示第316号)では、化学物質による症状・障害を例示列挙しています。

新たに追加された化学物質による症状・障害

物質	症状・障害	物質の主な用途
臭化水素	気道障害	医薬原料など
水酸化カルシウム	皮膚障害または前眼部障害	化粧品原料、食品添加物など
二酸化塩素	気道障害	漂白剤、消臭剤、殺菌剤など
2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	肝障害	エアゾール用噴射剤、発泡剤、冷媒など
チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害	パーマ液など
パラトルエンジアミン	皮膚障害	染毛剤など

すでに列挙されている化学物質に症状・障害を追加・変更したもの

※太字で記載されているものが追加・変更された症状・障害

物質	症状・障害	物質の主な用途
弗化水素酸(弗化水素を含む)	皮膚障害、 低カルシウム血症 、前眼部障害、気道・肺障害または 組織壊死	フロンガスの製造、ガラス彫刻など
砒化水素	血色素尿、黄疸、溶血性貧血または 腎障害	半導体の製造原料など
カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害または 不整脈、血圧降下等の循環障害	肥料、農薬など
トリクロルエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 皮膚障害 、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害または肝障害	金属機械部品の脱油脂洗浄剤、染料・塗料溶剤など
沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 中枢神経系抑制 、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害またはせん妄、躁状態等の精神障害	有機合成原料、殺虫剤など
ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状または 狭心症様発作	ダイナマイトの製造、医薬品など

労働基準行政関係功労者表彰

厚生労働省では、労働基準行政(厚生労働省労働基準局が所掌する行政をいいます。)に係る各施策の推進に特に顕著な功績をあげられた個人又は団体に対し功労者表彰を行っています。

この度、令和5年4月9日に開催された公益社団法人 茨城県柔道整復師会創立100周年及び公益社団法人移行10周年記念式典において、澤口茨城労働局長より、はこもりしのぶ箱守志農夫氏、わらがいかずひこ藁谷和彦氏、とみながひであき富永秀明氏の3名の皆さまが茨城労働局長表彰を受けられました。



箱守志農夫氏

箱守志農夫氏(箱守接骨院院長)は、茨城県柔道整復師会理事、保険部長、労災担当保険審査委員等を歴任され、豊富な見識を持って会員の指導に当たり、保険審査の中心的な役割を担うなど保険の適正化に尽力されました。令和3年6月からは日本柔道整復師会関東ブロック会理事に就任し、組織強化と下部組織の指導育成に努め、労災補償行政に多大な貢献をされました。



藁谷和彦氏

藁谷和彦氏(わらがい接骨院院長)は、茨城県柔道整復師会理事、各部長、保険審査委員等を歴任され、卓越した知識と経験を活かし、会員の指導、適正な保険請求に尽力されました。令和3年6月からは日本柔道整復師会関東ブロック会理事に就任し、組織強化と下部組織の指導育成に努め、労災補償行政に多大な貢献をされました。



富永秀明氏

富永秀明氏(トミナガ接骨院院長)は、茨城県柔道整復師会理事、監事、労災担当保険審査委員等を歴任され、公益優先の信念に徹し、積極的に会員の指導を行うとともに、保険の適正化に尽力されました。令和3年5月からは会の労災保険担当として、会員の保険請求の指導を行うなど、労災補償行政に多大な貢献をされました。

労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の 年度更新について

事業主の方は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行ってください。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間のすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

なお、令和5年度の労災保険率及び一般拠出金率については令和4年度と同率ですが、雇用保険率は、令和4年4月から事業主負担の保険料率が改定、10月から労働者負担・事業主負担の保険料率が改定になりました。さらに令和5年度の雇用保険率も改定になりましたので、詳しくは、厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

令和5年度
安心して働きたい!

申告と納付が早い
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)

6.1木 ~ 7.10月

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振付による納付が便利です。
●電子申請は時間短縮が期待でき、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 労働保険課
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1
厚生労働省労働保険課
〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1

【申告期間】

令和5年6月1日(木)から7月10日(月)まで

労働保険年度更新申告書は、5月末日までに事業場に届くように発送を予定しています。

【受理相談会】

7月5日から7月10日において、県内各地で受理相談会を実施しておりますので、ご利用ください。

日程や会場は、茨城労働局総務部労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。相談に当たり、賃金集計表や一括有期事業報告書を事前に作成・持参していただければ、迅速に対応することができます。また、電子申請による申告も可能ですので、ご利用ください。

【提出先】

作成された年度更新申告書は、茨城労働局総務部労働保険徴収室、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へ提出してください。同時納付する場合には、銀行や郵便局へ申告書と納付書を切り離さずに提出してください。

【年度更新業務の一部外部委託】

年度更新業務のうち、年度更新申告書の審査及び申告書未提出に対する確認等業務の一部を、民間事業者へ委託しております。提出いただいた年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合は、民間事業者から電話連絡がありますので、ご承知おきください。ご理解とご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

男女均等な採用選考ルールについて

～企業において募集・採用に携わるすべての方へ～

男女雇用機会均等法(以下「均等法」)は、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

また、業務上の必要性など、合理的な理由がない場合に、募集・採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、転居を伴う転勤に応じることを要件とすることは、間接差別として禁止されていますのでご注意ください。

性別を理由とする差別

- ① 募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること。
- ② 募集・採用の条件を男女で異なるものとする。
- ③ 採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。
- ④ 募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること。
- ⑤ 求人内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。



間接差別

- ① 募集・採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ② 労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。



例えばこのような募集・採用は違法です!

【募集の段階で】

今年は10名新規採用する予定の中、男性を多く採りたいので、男性7名、女性3名を採用する。

【選考の段階で】

男女の構成比を考慮して、男性(女性)の選考基準を女性(男性)よりも厳しくする。

法違反とならない場合～ポジティブ・アクションのための特例措置～

男女の均等な機会・待遇の確保の支障となっている事情を改善するために、事業主が女性のみを対象とするまたは女性を有利に取り扱う措置(ポジティブ・アクション)は、法違反とはなりません。



- ▶ 支障となっている事情とは、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で男女労働者間に事実上の格差が生じていることをいいます。例えば、一の雇用管理区分において、男性労働者と比較して、女性労働者が相当程度少ない状況にあることをいい、具体的には女性労働者の割合が4割を下回っている場合、格差が存在していると判断されます。
- ▶ 女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う措置を講じるには、これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識が原因で生じている格差を改善することを目的としていることが必要です。
- ▶ したがって、現に女性労働者の割合が4割を下回っている場合でも、単に女性を優先したい、有利に取り扱いたいという意図で女性を配置することは、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会の確保及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的としていないため、法違反になります。

認定制度を活用して企業の魅力度アップを目指しませんか?

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度です。

「えるぼし」認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、「えるぼし認定」を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業については、「プラチナえるぼし認定」があります。

【認定のメリット】

認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつながる事が期待できます。

【一定の要件とは?】

「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価基準があり、いくつ項目を満たしたかによって認定の段階が異なります。

3段階目：5つの項目を全て満たしている。

2段階目：3つまたは4つの項目を満たしている。

1段階目：1つまたは2つの項目を満たしている。

なお、認定基準を満たさない項目があったとしても2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。



【プラチナえるぼし認定マーク】



【えるぼし認定マーク (三段階目)】

労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000209450.pdf>

お問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室へ(029-277-8295)

最低賃金に関する実態調査にご協力をお願いします

～「賃金改定状況調査」「最低賃金に関する基礎調査」～

厚生労働省では、毎年5月から6月にかけて、最低賃金に関する実態調査として「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」を行っております。

最低賃金は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしています。

この調査は、総務大臣の承認を得て、毎年の最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に資するよう、労働者の賃金の実態を把握するための調査です。

調査を実施するにあたっては、総務省経済センサス調査結果を基に、無作為選定により抽出した事業所にご協力を

お願いしております。

調査対象となりました事業主の皆様には、お手数となり大変恐縮ですが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただいた内容は本調査の目的以外で使用することはありません。

ご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

茨城労働局賃金室 TEL029-224-6216

令和5年度第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会のご案内

令和5年9月2日(土)に「つくば国際会議場」で行われる第一種衛生管理者免許試験(安全衛生技術試験協会出張特別試験)を受験される方を対象として下記の日程で直前対策講習会を開催します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 講習会名 | 第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会 |
| 2 開催日時 | 令和5年8月1日(火) 8時50分～17時00分 |
| 3 会場 | (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1 駐車場有り) |
| 4 受講料 | 会員7,700円(税込) 非会員8,800円(税込)
但し、令和4年6月以降、当連合会開催の受験準備講習会を受講された方・申込み済みの方は割引価格となります。
(割引価格) 会員4,950円(税込) 非会員6,050円(税込) |
| 5 定員 | 60名(定員になり次第締め切らさせていただきます) |
| 6 受講申込み方法 | 受講申込書に必要事項をご記入の上、7月25日までに郵送ください。 |

自律的管理に対応する化学物質管理者講習のご案内

昨年5月の労働安全衛生規則等の改正に伴う「化学物質管理者講習」を、次により開催いたします。

自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(2日間講習 製造事業場向け) (※取扱い事業場の方の申し込みも受け付けます。)

対象 リスクアセスメント対象の化学物質を製造する事業場の方(有資格に応じて一部科目免除が認められます。)

講習期間 2日 12時間(実習3時間を含む。) 定員 60名

日程・開催場所 第1回 令和5年 6月19、20日 第2回 令和5年9月29、30日
第3回 令和5年12月15、16日 第4回 令和6年3月21、22日

開催場所はいずれも
(一社)茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)

自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(1日間 取扱い事業場向け)

対象 リスクアセスメント対象物を製造する事業場以外の事業場(取扱い事業場)の方
(資格に応じて一部科目免除が認められます。)

講習期間 1日(6時間) 定員 40名

日程・開催場所 第1回 令和5年7月7日 第2回 令和5年10月20日
開催場所はいずれも茨城県産業会館(水戸市桜川2-2-35)

※申込方法、受講料、追加開催の有無等は(一社)茨城労働基準協会連合会(029-225-8881)にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

令和5年度 全国安全週間準備打合せ日程

第96回全国安全週間(7月1日～7日)を迎えるにあたり、各地区労働基準協会では、県内各労働基準監督署のご支援のもと、下記の日程で準備打合せ会を開催いたしますので是非ご参加くださるようお願いいたします。

署別	労働基準協会	日時	会場
水戸	水戸協会	6月9日(金) 14:00	茨城県トラック総合会館
水戸	太田協会	6月5日(月) 13:30	常陸太田市商工会館大会議室
日立	日立協会	6月9日(金) 13:30	日立シビックセンター 3階音楽ホール
土浦	土浦協会	6月8日(木) 13:30	クラフトシビックホール土浦
筑西	筑西協会	6月1日(木) 13:30	県西生涯学習センター
古河	古河協会	6月6日(火) 13:30	古河市三和地域交流センターコスモスプラザ
常総	常総協会	6月9日(金) 14:00	常総市生涯学習センター
龍ヶ崎	龍ヶ崎協会	6月9日(金) 14:00	大昭ホール龍ヶ崎大ホール
鹿嶋	鹿嶋協会	6月2日(金) 13:30	鹿嶋勤労文化会館

令和5年度 労働安全衛生法に基づく免許試験茨城地区出張特別試験

(公財)安全衛生技術試験協会(厚生労働大臣指定)では、令和5年度免許試験を9月2日(土)つくば国際会議場(つくば市竹園2丁目20番3号)において実施いたします。

つきましては、下記により受験申請書の受付を行いますのでご案内申し上げます。

なお、免許試験茨城地区出張特別試験の受験申請書の詳細については、下記受付団体にお問い合わせください。

試験の種類、受験申請書の受付先、及び受付期間等

試験の種類	受付団体名・受付場所	受付期間
第一種衛生管理者	(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 電話 029-225-8881	郵送 (簡易書留のみ)
第二種衛生管理者		
ガス溶接作業主任者		
エックス線作業主任者		
潜水士		
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	(一社)日本クレーン協会茨城支部 〒310-0803 水戸市城南1-2-10 水戸城南ビル5階A号室 電話 029-306-9991	6月20日(火)～ 7月3日(月) (消印有効)
移動式クレーン運転士		
一級ボイラー技士	(一社)日本ボイラ協会茨城支部 〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館3階 電話 029-225-6185	
二級ボイラー技士		
ボイラー整備士		

(注)提出期間を厳守してください。提出期限内であっても試験会場の収容人員の限度に達した場合は、試験時間の変更等又は締め切ることがあります。

(出張特別試験実施者) (公財)安全衛生技術試験協会 関東安全衛生技術センター
千葉県市原市能満2089 TEL 0436-75-1141

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

当センターでは、季節ごとに「産業保健21」を発行し、産業保健スタッフ、人事労務担当者へ産業保健に係る各種情報を提供しています。

本誌を希望される方は、下記URLからお申込みください。なお、参考までに最新号の表紙を掲載しました。ぜひとも御覧ください。

https://ibarakis.johas.go.jp/info_document/magazine/sanpo21



**県内の労働災害発生状況
(令和4年分)速報
(令和5年3月末現在)**

業種別	令和4年	前年同期	
計	(30) 5,159	(22) 3,498	
製造業	(8) 932	(3) 888	
鉱業	(1) 8	(0) 6	
建設業	(12) 406	(7) 387	
内訳	土木	(4) 120	(1) 85
	建築	(5) 207	(6) 237
	その他	(3) 79	(0) 65
運輸交通業	(4) 428	(2) 417	
貨物取扱業	(0) 51	(0) 55	
農林業	(0) 59	(1) 59	
畜産水産業	(0) 104	(2) 140	
商業	(1) 460	(3) 483	
その他	(4) 2,711	(4) 1,063	

(注) ()内は、死亡者で内数

**県内の労働災害発生状況
(令和5年分)速報
(令和5年3月末現在)**

業種別	令和5年	前年同期	
計	(5) 597	(7) 729	
製造業	(0) 143	(4) 192	
鉱業	(0) 1	(1) 3	
建設業	(1) 65	(2) 71	
内訳	土木	(0) 21	(1) 14
	建築	(1) 34	(1) 46
	その他	(0) 10	(0) 11
運輸交通業	(1) 67	(0) 93	
貨物取扱業	(0) 4	(0) 5	
農林業	(2) 12	(0) 9	
畜産水産業	(0) 21	(0) 16	
商業	(0) 79	(0) 84	
その他	(1) 205	(0) 256	

(注) ()内は、死亡者で内数

令和5年死亡災害発生状況

3月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
3月 14~15時	塗装工 50歳代 32年	木造家屋 建築工事業	墜落・転落	住宅の外壁塗装工事において、足場上で2階 屋根下の雨樋付近の塗装作業をしていたところ、 4.2メートル下の地面に墜落した。
			足場	

講習会のご案内 (令和5年5月中旬~6月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
5/22~23・24・25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/13~14・15・16	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
6/20~21・22・23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/29~30・7/1	平成館 (古河市)	古河協会
有機溶剤作業主任者		
5/25~26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/21~22	平成館 (古河市)	古河協会
乾燥設備作業主任者		
6/26~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
鉛作業主任者		
5/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
6/8~9	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
玉掛け		
5/16~17・20・27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/17~18・20・21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/2~3・4	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
6/19~20・21・22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/22~23・24	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
プレス機械作業主任者		
6/3~4	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
フォークリフト運転(学科)		
5/25	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/2	平成館 (古河市)	古河協会
6/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
6/5	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/7	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
6/10	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
6/21	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
ショベルローダー等運転		
5/16	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
床上操作式クレーン運転		
6/6~7・10・11・17・18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
6/14~15・16	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
6/15~16・17	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
6/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
5/22~23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/30~31	常総市石下総合福祉センター (常総市)	常総協会
6/6~7	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/28~29	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/28~29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
6/29	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
アーク溶接等の業務		
5/20~21	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
5/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/7~8	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/15~16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会

電気取扱業務(低圧)		
6/13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
電気取扱業務(高圧)		
6/14~15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
6/9~10	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/23~24	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
特定粉じん作業		
6/28	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
職長教育		
5/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/14~15	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/28~29	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
職長・安全衛生責任者教育		
5/17~18	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/18~19	常総市石下総合福祉センター (常総市)	常総協会
5/31~6/1	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
6/26~27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全管理者選任時研修		
6/8~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/10	平成館 (古河市)	古河協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
5/29~31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメントリーダー養成研修		
6/24	平成館 (古河市)	古河協会
ゼロ災研修会		
6/9	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
衛生推進者講習		
6/19	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(製造事業場向け)		
6/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
一般建築物石綿含有建材調査者講習		
6/1~2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
6/30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
6/12~14	ポリテクセンター茨城 (常総市)	連合会
6/21~23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)		
6/28~29	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(エクソス作業主任者)		
6/26~27	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478